

「休校等措置期間における情報受発信対策特別委員会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本組織は、名称を休校等措置期間における情報受発信対策特別委員会(以下「本委員会」という。)とする。

(所属)

第2条

本委員会は、立野小学校PTA(以下「本会という。’)の特別委員会とする。

(目的)

第3条

本委員会は、令和元年度の新型感染症蔓延にともなう休校等の措置期間における本会の情報配信等についてのガイドライン等を策定し、電子媒体等を利用して情報管理を行うことを目的とする。

(事業)

第4条

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 令和元年度の新型感染症蔓延にともなう休校等の措置期間における本会の情報配信及び当該情報配信についてのガイドラインの策定。
- (2) 令和元年度の新型感染症蔓延にともなう休校等の措置期間における本会の情報配信の運用結果に関する報告書の作成。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

第2章 組織

(委員)

第5条 本委員会の委員は、本会会長の指名により選任される。

(役員)

第6条

本委員会の委員の中から、委員の互選により以下の役員を選任する。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

(職務)

第7条

委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

(任期)

第8条

委員の任期は、委員会の解散までとする。

第4章 解散

(解散)

第9条

本委員会は、第3条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

第5章 補則

(その他必要な事項)

第10条

この規約に規定するもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この規約は、令和2年3月30日から施行する。